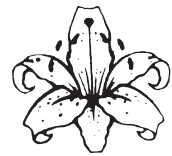


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年9月4日(金曜日)

号外第67号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

○監査委員公表

監査の結果について

ページ

1

## 監査委員公表

### 神奈川県監査委員公表第21号

監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成27年9月4日

神奈川県監査委員	真島	審一
同	高岡	香
同	太田	眞晴
同	小川	久仁子
同	茅野	誠

監第59号

平成27年7月31日

(請求人)

大谷圭三様

神奈川県監査委員	真島	審一
同	高岡	香
同	太田	眞晴
同	小川	久仁子
同	茅野	誠

住民監査請求に基づく監査の結果について(通知)

平成27年6月4日に受理した住民監査請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

#### 第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

#### 第2 請求の内容

1 請求人から提出され、平成27年6月4日に受け付けた請求書の内容

(内容は原文「請求の要旨」のまま。)

請求の要旨

ドイツSuttgartで行われた2014年11月に行われたドイツBW州(バーデン・ビルテンベルグ州)の連携25周年セミナーに合わせて、神奈川県企業とBW州企業の商談会が

行われた。神奈川の企業は神奈川県国際ビジネス課で募集をかけ選考し選んだ。当然、BW州の企業を探すのは、連携先のBW州であるが、これをなぜか株式会社アイ・シー・エイチジャパンに委託した。費用は、添付のように189万円である。

ドイツはインダストリー4.0をポリシーとして採用しものづくり立国を宣言した。また、活力のある中小ものづくり企業が地方に分散している。ドイツにとっては地方創生などいらない。このようにドイツの学ぶところは多いです。その中でBW州は、特に、優れた中小ものづくりが多く、他の州から抜きん出た工業振興政策を実施してきました。当然BW州の管理する企業のデータベースも凄く、外部委託したことはお金が無謀に出ただけでなくマッチングのクオリティも悪いものとなりました。

私もBW州-神奈川県連携のドイツ側窓口のBWI(BWインターナショナル)の日本局長Ms.アンドにお会いした。用件は、ドイツの国策のインダストリー4.0をキーワードに厚木と連携する話です(JETROのRIT事業に応募するため)。この打診に対してMs.アンドは非常に消極的でした。Ms.アンド(BWI)は実際的な連携を毛嫌いする傾向にあります。推定するに、商談会(マッチング)のことをBWIに拒否されたのでしょうか。しかし、国際ビジネス課はコスト意識をもち、当然のように商談会のお膳立てを要求すべきだったのです。もちろんBWIはそれができるのです。交渉を粘り強く行わなかったことは、国際ビジネス課の怠慢としか言いようがありません。

会社と会社の連携の場合も当たり前ですが、経済連携が盛り込まれているので、実施に当たっては、リソースを持ちより実施をします。それを外部に依頼するなど考えられないことです。その発想は全く理解できない。今回の件は、当たりのことができない不当と言えます。

今後もつづくBW州との連携を一層発展させるため、国際ビジネス課長はこの不当行為の非を認め、その費用の補てんをすることを希望します。

#### 2 請求人

氏名 大谷 圭三

住所 神奈川県海老名市中新田三丁目33番6号

#### 3 請求人から提出された事実を証する書面

資料 支出命令票 (平成27年4月9日起案)

「件名：(国際ビジネス課) ドイツ商談コーディネーター  
事業業務委託について」

### 第3 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成27年6月4日付けで受理した。

### 第4 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件監査請求は、産業労働局国際ビジネス課が所管するドイツ商談コーディネーター事業について、外部に委託し、その費用を支出したことは不当であるとして、当該費用の補てんを求めるものであるから、当該業務委託及びその支出が法第242条第1項に規定する「違法又は不当な契約の締結」及び「違法又は不当な公金の支出」に当たるかについてを監査対象事項とした。

#### 2 請求人の陳述内容

請求人は、法第242条第6項の規定に基づく陳述を行った。

平成27年6月23日(火)に、神奈川県横浜合同庁舎2階の第一監査室において、請求人が監査委員に陳述した内容は次のとおりである。

なお、請求人は、作成資料『BW州との商談会』における不当をプロジェクターでスクリーンに映し出して陳述を行った。

大谷でございます。よろしく申し上げます。

あの、厚木というところで起業して、14年経ちます。サラリーマンの時は全然感じなかったんですけど、公の支援というのは非常にありがたく、いろいろな支援に関わるといってか支援を受けたり関わるようにしているんですね。その中で、蛇足はいけなと言われてたんですけど、いろいろやっぱり、県の行政に対して、いろいろこうして欲しいああして欲しいというのがいっぱいあるんですね。いっぱいあるけど、それを吸い上げるのはなかなか。

調べたところ、議会もありますけど、議会と住民監査請求と直接請求があるんですけど、これが結構大変なんです。敷居が高い。今回みたいに不当であることを言わなければいけなかったりして。もっと軽いレベルで民間企業のように、Samsung(サムスン)の会長が奥さんと子供以外は全て変えろと言っているぐらいで、日々改善を全て、昨日やったことを否定することをどんどん積み重ねて、毎日0.1パーセントだっただけで複利計算で2倍、3倍になるよということなんで、そういうような小さなことを是非受けてもらいたいと、ちょっと余計な話をいっぱいしていますけど、ご提案したのは、これも蛇足ですいません。監査事務局に定期監査というのがありますので、その場でもっと軽いやつですね、軽いやつを住民の側から見たものを、提案を受け入れてそういう監査をしてくれということを行っていますけど、まあ拒否されていますけど、拒否というか断られていますけど、そういう背景はありますということです。すいません。

今回は、BW州との商談会における不当ということで、一番上BW州について、説明いたします。

BW州は、(資料の地図を見ながら)下の方にミュンヘンがありますが、それはバイエルンという有名な州でして、その隣がシュツットガルトを州都にしているバーデン＝ビュルテンベルク州(BW州)です。この州と神奈川県は25年連携をしています。25年経って、今回の商談会が行われた11月には5年という更新を知事がされています。

25年って、お気付きの方は分かるかと思いますが、ベルリンの壁が崩れた時から神奈川県とBW州は連携しています。問題は、その時に、11月に向こうに行ったわけですね。知事なんかは向こうに行って、BW州企業との商談会というのをやっています。その場で、神奈川県企業とBW州の企業がマッチングですね、選ばれていたBW州の人達がそこで商談をするという会を行っています。そこが不当だということですね。

これも蛇足なんですけど、BW州は人口がだいたい1,000万人で、神奈川県もだいたい1,000万人です。州都のシュツットガルトは60万人で、横浜市は400万人です。要するに地方創生、地方は人がいないと言われていますが、ドイツの場合は分散しています。その参考になるのではないかと。国の課題である首都中心、分散の逆、集中ですね、日本の場合は集中しているので、地方創生と言っていますが、その参考になるのではないかと。神奈川県厚木なんか、また関係ない話ですが、相模川から西側は厚木市の人口が落ちているんですね。余計な話ですが、要するに、地方なんていうのも厚木なんかも当てはまっている。厚木の課題でもあるし、もしかすると神奈川県の課題でもあるわけですね、横浜に集中しすぎているよと。そういうものが参考になります。BW州は特に。

テフトラーという言葉もありまして、これはドイツ語だそうなんですけど、発明者とか訳されることも多いのですが、ちゃんとした意味があつて、細かい手作業や試行錯誤、実験、いろいろなことを考えることによって、新しい物を生み出したり、難しい課題の解決方法を見つける人々を多く輩出し、優秀なものづくりの中小企業、こういう言葉があつて、そういう人達を大事にするということと、そういう人達が出てきた。出てきたというのは、特にBW州の場合は、20世紀に産業局長というのが出来て、国だったので王様が産業局長に技術者を連れてきて産業振興をしたので、局長が技術者であることからの得て産業振興が進んでいるということです。テフトラーなんかを優遇して中小がどんどん出来ている。ドイツ全体で言いますけど、分散しているのはそういうことが原因だと思っていますが、分散して地方にも元気のある中小があるということだと思います。

とにかく、BW州は産業振興が非常に進んでいるということです。それから、手前味噌というか、私はロボットをやっています。インダストリー4.0というのをこの頃NHKでやっていますが、ドイツのポリシーという国の施策として、工場の自動化のようなことを国の政策として掲げてや

り始めましたので、そういう意味で、こういう所と連携するということはこちらのような所にとっても非常に大きいものです。

今回の11月のBW州との商談会の不当の構図なんですけど、商談会のスキームとしては、場所の設定のようなことはBW I というところ、BW I というのはインターナショナルですね。BW州のインターナショナル、そこと神奈川県国際ビジネス課がやりとりをして、その奥に、奥にと言うかBW州とは国際ビジネス課は少なくとも今回の件でコンタクトはしていないということです。BW I とやっている。

神奈川県はこの商談会をやる時に、神奈川県に参加企業を募集しました。5社ぐらい応募して、4社選ばれています。それを本来は、先ほどいったように、技術の進んでいる、こちらとして、神奈川県としても見習うべき点がいっぱいあるところに、産業振興も知っている、データベースもいっぱい持っているであろうところに、マッチング相手を探しに行かないんですね。それを日本の企業、コンサルティング会社にドイツの企業を探してくれということで頼んでいます。それが不当じゃないかということです。

本来は、BW州と提携していて、その中には「経済」という言葉も入っています。「経済」で提携しているんだから、そちらに頼んで、BW州は豊富なデータベースも持っている、振興も進んでいるんですよ。だからそこでよりマッチングもするし、BW州に頼めば、4社じゃなくてもっと多くの企業に対して質の高いマッチングが出来たんじゃないかということです。

例えばですね、なかなか不当というのは説明するのは難しいと思うんですけど、私はビジネスマンとしてやってきたので、それは不当に感じるということです。経歴と関係すると思うんですね。例えば、一般企業が販売の連携をしている場合、販売代理店を探す事をコンサルティング会社に頼もうとしたら、知らない担当者はそういうことをしようとするかもしれないけど、ちょっと待て、そこから中でチェックがかかりますよね。だって連携しているんだからそこに聞けよと、それで聞いて探してもらえよと。そのための連携だからという話ですよ。そういうことはすごく当たり前だと思うんですよ。私の感覚からするとですね。その当たり前のことが、外部にわざわざお金を出してですよ、私が思うには質の悪いところでやっとな。それはもう不当以外の何ものでもない、私は思います。

どうしてそんなことをやったのかということに対しては、回答はなかったんですけど、先ほどちょっと聞いたら、要するに、経済連携をすることは知っていたけど、マッチングをやるとは思ってなかった。マッチングをやることは、連携の範囲外だと思っていたということです。

契約している文言で見ると、「経済」という言葉は書いてあります。そういう簡単な言葉でしか書いてないんですよ。「経済」とか「文化」とかを連携しますといった趣旨のことは書いてあって。細かいことは書いてないんですけど、

当然「経済」と書いてあればそのくらいのことは、なんだからわからないけど、唾然とするような回答だと思いますけど。

もう1点は、細かいですけど、Ms. Andoさんっていう人は、(略)女の人ですけども、私は別件で厚木と連携しないかという話を持っていったんですけど、日本語で、分かんないですけど、連携について嫌う傾向があるような感じでしたね。そういう意味でなんか断られたんじゃないかと思うんですけど、もちろんその時でも、本来ならインターナショナルは間に入るというのが使命なので、交渉すべきだったと思います。そうだったとしてもですね。以上です。

陳述後に監査委員が陳述内容の確認を求め、請求人が補足した陳述の要旨は次のとおりである。

○ Andoさんという方に連携を軽視されたとしても交渉を粘り強く行わなかったことはけしからんという感じで措置請求書を読んだのですが、そういう理解でよろしいですかとの監査委員の確認に対し、「BW州に行くんですよ、連携しに。それでなんでそこに頼まないのって普通思いますよね。どう考えても。BW州と連携を継続してやるからって、そのために行くからって。そこでBW州に企業のことを頼むっていうのは非常に当然だと思うんですけど、」

○ 請求人の参加費(自己負担分)はどのくらいだったんでしょうかとの監査委員の確認に対し、「私はこれには関係ない。セミナーは出ましたけれどね。基本的に別件と、Andoさんと違う話をしようと思った件ですけど、往復で30万とかですかね。比較的、もちろん安く行ってますけど。ちなみに4社選ばれているところは、渡航費は自己負担です。探す費用としてコンサルティング会社に180万で、(企業が)行って帰ってくる費用は自己負担です。」

### 3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、ドイツ商談コーディネイト事業を所管する産業労働局国際ビジネス課を選定し、平成27年7月6日(月)に第一監査室において、職員調査を実施した。

また、バーデン＝ビュルテンベルク州との友好提携25周年記念事業の内容及び平成元年11月24日に神奈川県知事とバーデン＝ビュルテンベルク州首相との間で調印された友好提携宣言の内容を調査するため、県民局国際課を対象に、同月10日、職員調査を実施した。

同月6日の職員調査における国際ビジネス課の主張の要旨は、次のとおりであった。

- (1) 平成26年11月20日にドイツのシュツットガルトで行われたバーデン＝ビュルテンベルク州友好提携25周年記念事業と同日に開催された商談会について  
ア 平成26年度当初予算編成時(平成25年12月から26年1月頃)の事業計画について



欧州事務所が行っていた現地での支援業務に替わる業務を民間企業に委託する事業を計画することで、県内中小企業の欧州における販路拡大、パートナー（代理店候補等）探しなど、海外展開を支援することとした。

事業計画としては、

- 優れた製品・サービスを持ち、海外における販路拡大に意欲ある県内中小企業を公募の上、審査会で支援対象企業（5社）を決定（県直営、委託業務外）。
- 受託業者により、支援対象企業のヒアリングや商談候補先の調査、アポイントの取付けなどを行い、商談会を実施。

なお、予算編成時において、この「商談会」事業と記念事業との関連性はない。

イ 平成26年度当初時（平成26年4月頃）の事業計画について

知事が友好提携25周年記念事業出席のため、ドイツ・バーデン＝ビュルテンベルク州を訪問するにあわせ、神奈川経済セミナーを開催するとともに、県内の支援対象企業とドイツ企業との商談会を開催し、県内中小企業のドイツ市場における事業拡大（販路拡大・進出）を支援する。

- ドイツをはじめとする欧州市場への販路開拓・拡大を目指す県内中小企業を公募の上、審査会による書類及び面接審査を経て支援対象企業（4社）を決定（県直営、委託業務外）。
- 受託業者により、支援対象企業の情報収集やドイツ語のPR媒体の作成、ドイツ企業との商談会の企画・運営（商談候補先の調査、アポイントの取付け、商談会場でのアシスタント、商談後のフォローアップ等）。

(2) 商談会の開催について

ア 記念事業における商談会の位置付け

商談会は、記念事業に位置付けられていない。

イ 県とバーデン＝ビュルテンベルク州の業務分担

商談会は、記念事業に位置付けられたものでないことから、基本的に県及び受託業者が全ての業務を実施する。

ウ ドイツ企業のリストアップの方法

受託業者が、支援対象企業の情報等を基に、シュツットガルト商工会議所が管理するバーデン＝ビュルテンベルク州の企業データバンクから、支援対象企業がターゲットとしていた業界の企業リストを入手。この企業リストのほか、受託業者はドイツ（ベルリン）に親会社があり、イギリスやフランスに拠点を置く企業と業務提携していることから、これまで蓄積された企業データを基にインターネットリサーチを行い、専門見本市の出展企業リスト等も参考にしながら、商談候補先を選定した。

(3) 商談会での業務について

<県が担う業務>

- 支援対象企業の選定業務
- 外部委託するために必要な仕様書等の作成業務、委託業者の選定業務等

<外部に委託した業務内容>

- ドイツでの商談会実施に係るコーディネート（支援対象企業の情報収集やPR媒体の作成、ドイツ企業との商談会の企画・運営（商談候補先の調査、アポイントの取付け、商談会場でのアシスタント、商談後のフォローアップ等））

<委託の理由>

- 支援対象企業の情報収集やPR媒体の作成、商談候補先の調査からアポイントの取付け、商談会場の設定等、必要な業務は多岐にわたるとともに、専門性を有するものであり、費用面、効率面及び効果面の観点から委託したほうがよいものと考えた。

<県が株式会社アイ・シー・エイチジャパンに委託した業務内容と当該企業に委託した理由>

(委託した業務内容)

- 英語もしくはドイツ語によるPR媒体の作成  
1企業あたり、A4・1枚程度、100部  
支援対象企業の情報収集、PR媒体掲載項目の設計、デザイン・レイアウト、翻訳等
- ドイツ企業との商談会の企画・運営  
支援対象企業1社に対し、4社の商談先を招集  
マッチング候補企業のリストアップ、リストアップ企業の関心度調査、商談会場での商談アポイントメントの取付け、商談会場でのアシスタント、商談時の通訳、商談後のフォローアップ等

(当該企業に委託した理由)

- 委託業者を決定するに当たっては、公募型プロポーザル方式を採用。
- 当該企業の提案内容について、審査会による審査を実施。審査の結果、条件を満たしていることから、当該企業に委託することを決定。

(4) ドイツ商談コーディネート事業業務委託に係る仕様書の作成から契約締結までの経過について

平成26年7月2日 機種等選定会議座長から業務実施要件決定（契約方法：随意契約（公募型プロポーザル方式））

同月4日 入札公告

同月16日 参加意思表明書提出期限

同月24日 企画提案書提出期限

同月31日 審査会開催（審査の結果、提案のあった業者が条件を満たしている旨決定）

同年8月6日 機種等選定会議座長から業者選定承認

同月18日 提案のあった業者へ提案書の評価結果を通知

同月28日 契約書締結

(5) 平成27年1月30日付け請書について

ア 当初契約で定める要件を満たすことができなかったとの株式会社アイ・シー・エイチジャパンの申入れから県が二つの業務を新たに依頼するまでの経緯

商談会(11月20日)の前日まで、受託業者に対し、契約で定める要件(「支援対象企業1社に対し、4社の商談先を招集」)を満たすよう要請したが、商談会当日まで要件を満たすことができなかった。そのため、次のとおり追加業務を依頼した。

① 商談会開催日において、次の業務を実施

- ・ 支援対象企業に対し、ドイツでのビジネス展開における留意点について、現地弁護士等の専門家による、個別の相談機会の設定。
- ・ ドイツにおけるビジネス展開について、ドイツでコンサルティングや貿易事業を行っている株式会社アイ・シー・エイチジャパンの親会社による、個別の相談機会の設定。

② 商談会終了後のフォローアップにおいて、契約期間中(27年1月30日まで)、次の業務を実施

- ・ 新規商談先のリストアップ、リストアップ企業の関心度調査、リストアップ企業との商談アポイントの取付けを含むフォローアップの実施。
- ・ 開催日程等の都合により、商談会当日参加が困難であったマッチング候補先の企業について、商談アポイントの取付けを含むフォローアップの実施。
- ・ 関心度調査の段階において、リストアップしたマッチング候補先について、関心の有無や反応等をまとめた一覧リストを支援対象企業に提供。

要件を満たせなかった理由として、①支援対象企業の決定が遅れたこと(当初：9月上旬 決定：10月3日)や、②支援対象企業がターゲットとするマッチング候補先が少なかったことなどが挙げられる。

イ 県が株式会社アイ・シー・エイチジャパンに新たな業務を依頼した理由

株式会社アイ・シー・エイチジャパンと協議を行い、招集数に替えて県が依頼した事項を受託事業に含め実施することにより、委託事業として同等の効果が得られるものと判断し、新たな業務を依頼した。

ウ 平成27年1月30日付けで当該請書が提出された理由

契約において、仕様書に関し疑義が生じた場合、担当課と協議し、その指示に従うことと規定されている。

商談先の招集数の要件を満たさないことが確定したのは、商談会当日(11月20日)であり、商談会はドイツで開催されており、文書により協議を実施することが困難であったことから、口頭にて協議を実施した。

その後、庁内(経理、会計局)に相談の上、最終的には当該請書を提出してもらった。

本件事業は、県内中小企業の欧州への事業展開を支援することにより、県内経済の活性化を図るために実施した事業である。

商談会は、県として、バーデン＝ビュルテンベルク州で実施された友好提携25周年記念事業を活用したものであるが、両地域が共同して実施する事業に位置付けられているものではないこと、また、商談先の企業についても、広くドイツ企

業を対象としており、バーデン＝ビュルテンベルク州に限っていないことから、当然、県及び受託業者が全ての業務を実施すべきものとする。

なお、平成元年に、県とバーデン＝ビュルテンベルク州との間で「友好提携宣言」して友好提携を結んだところであるが、その内容は、多くの分野(経済、科学、技術、文化等)からの参加により交流の輪を広げていくというものであり、具体的な個々の取組の経費負担については、その都度判断するものである。

平成27年7月10日の職員調査における国際課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 平成26年11月20日にドイツのシュツットガルトで行われたバーデン＝ビュルテンベルク州友好提携25周年記念事業と同日に開催された産業労働局国際ビジネス課が所管する「商談会」との関係について

ア 平成26年度当初予算編成時(平成25年12月から26年1月頃)のバーデン＝ビュルテンベルク州友好提携25周年記念事業の事業計画

○ 事業計画(友好提携25周年友好訪問団の派遣)

(派遣時期) 平成26年11月の5日間を想定

(内容) 知事を団長とする訪問団を同州へ派遣し、記念事業への出席や「再生可能エネルギー等のエネルギー施策」をテーマに関連施設の視察を行うほか、必要に応じ講演会やセミナー等を行う。

○ 記念事業の趣旨や実施の周期

1989年に友好提携を締結してから、5年毎に記念事業を実施し今後の友好交流関係の発展を確認するとともに、共通の関心のあるテーマ等について、意見交換等を実施している。

イ 平成26年度当初時(平成26年4月頃)のバーデン＝ビュルテンベルク州友好提携25周年記念事業の事業計画

○ 事業計画(友好提携25周年友好訪問団の派遣)

(派遣時期) 平成26年11月19日～23日(5日間)

(内容)

ア 《友好提携25周年記念事業》

州知事等主催レセプションへの出席、県知事と州首相との会談、記念品交換、覚書締結等

イ 神奈川経済セミナー、ビジネス交流会の開催、県知事とタイムラー社社長との会談等

○ 当初予算編成時から計画変更があった内容及び理由

予算編成時以降、同州と事業内容について、個別具体的に調整を行った結果、日程、記念事業の内容の詳細等が決定した。

(2) 県知事とバーデン＝ビュルテンベルク州首相との間で調印された平成元年11月24日付け「友好提携宣言」について

ア 当該友好提携宣言の性格

友好提携宣言については、双方の提携の意思を確認し、文書化して保存したものであり、一定の義務付けを求めているものではない。

イ 当該友好提携宣言に基づく事業を行おうとする場合、県内部の調整やバーデン＝ビュルテンベルク州との協議を含む事務の流れ

同州の窓口と事業内容について調整を行う。

ウ 国際ビジネス課が所管する当該商談会について当該友好提携宣言に基づく提携の対象事業としての整理

当該商談会については、当該友好提携宣言に基づく提携の対象事業という位置付けではない。

## 第5 監査の結果

### 1 認定した事実

#### (1) 欧州事務所の廃止

平成26年3月末をもって欧州事務所（ロンドン駐在）は廃止されたため、欧州事務所が行っていた現地での支援業務は、県内中小企業の海外展開支援業務として産業労働局国際ビジネス課が行うこととなった。

#### (2) 商談会の事業計画

平成26年度当初時（平成26年4月頃）において、国際ビジネス課は、知事が友好提携25周年記念事業出席のため、ドイツ・バーデン＝ビュルテンベルク州を訪問するのにあわせ、神奈川経済セミナーを開催するとともに、県内中小企業のドイツ市場における事業拡大（販路拡大・進出）を支援する目的で支援対象企業とドイツ企業との商談会を開催するためのドイツ商談コーディネーター事業を計画した。

#### (3) 民間企業（株式会社アイ・シー・エイチジャパン）に委託した業務内容及び業務委託契約額

ドイツ商談コーディネーター事業業務委託契約書及び仕様書によれば、業務内容及び業務委託契約額は次のとおりである。

（業務内容）

県内の支援対象企業の情報収集、英語又はドイツ語によるPR媒体の作成、ドイツ企業との商談会の企画・運営（マッチング候補企業の事前リストアップ、リストアップ企業の関心度調査、リストアップ企業との商談会場での商談アポイントメントの取付け、商談会場でのアシスタント、商談時の通訳、商談後のフォローアップ等）、結果の取りまとめ・分析

（業務委託契約額）

189万円（税込）

#### (4) ドイツ・バーデン＝ビュルテンベルク州との友好提携25周年記念事業

平成26年11月11日付け記者発表資料には、友好提携25周年記念事業の目的等について次のとおり記載されている。

（目的）

今年には本県とドイツ・バーデン＝ビュルテンベルク州との友好提携25周年に当たります。この機会に同州のシュツットガルト市を訪問し、友好提携25周年記念事業に出席し、クレッチェマン州首相と会談を行うほか、覚書の締結等を行い、今後の交流の充実を図ります。

併せて同市内で「神奈川経済セミナー」を開催し、本県の産業の特徴や特区の取組、かながわスマートエネルギー

計画等についてトップセールスします。同セミナーでは、県内企業ビジネスミッション団（（公財）神奈川産業振興センターが募集した県内企業ビジネスミッション団（約10名）が参加する予定です。）参加企業が、現地企業に対して、優れた製品等のプレゼンテーションを行います。

（日程）

・ 平成26年11月19日（水）

（スイス ジュネーブから）ドイツ シュツットガルトへ移動

・ 同月20日（木）

バーデン＝ビュルテンベルク州首相及び環境・気候・エネルギー大臣との会談、同州首相及び在シュツットガルト日本国名誉領事の共催による記念事業への出席、覚書締結、県施策のPR

・ 同月21日（金）

ダイムラー社長との会談、メルセデス・ベンツ博物館視察、「神奈川経済セミナー」を通じたドイツ企業の県内誘致及び県内中小企業のドイツへの進出支援

#### (5) 神奈川経済セミナー及びビジネス交流会

平成26年10月22日付け国際ビジネス課決裁文書「ドイツにおける「神奈川経済セミナー・交流会」の開催については、目的等について次のとおり記載されている。

（セミナーの目的）

神奈川県の良い投資環境や次世代エネルギー等の先端的取組を紹介することによりドイツ企業の本県への誘致を図るとともに、優れた技術を有する県内中小企業を現地企業に紹介することによって、県内中小企業の欧州市場への事業展開（販路拡大・技術提携等）を支援する。

（セミナーの概要）

・ 日 時 平成26年11月21日（金）

セミナー 2時間半、交流会 1時間

・ 場 所 シュツットガルト商工会議所 新館ホール

・ 主 催 神奈川県、日本貿易振興機構（ジェトロ）デュッセルドルフ事務所、日本貿易振興機構（ジェトロ）横浜貿易情報センター、（公財）神奈川産業振興センター、バーデン＝ビュルテンベルク州財務・経済省、同州国際経済学術技術協力公社（b w - i）

・ 後 援 日独産業協会、シュツットガルト商工会議所

・ 参加者 日本進出に関心のある現地企業、日系企業との取引を希望する現地企業、現地の政府・経済団体、現地の県内企業等、100名程度

（※）当該決裁文書では、「後援」にバーデン＝ビュルテンベルク州財務・経済省及び在ミュンヘン日本国総領事館の記載があり、日独産業協会は記載がないが、その後、バーデン＝ビュルテンベルク州財務・経済省は「主催」に変更となり、在ミュンヘン日本国総領事館は「後援」でなくなり、日独産業協会が新たに「後援」となったため、実態に合わせた記載としている。

（プログラム（案））



## 第1部 神奈川経済セミナー

- 13:00～13:30 開場  
 13:30～13:40 主催者挨拶  
 13:40～13:50 来賓挨拶  
 13:50～14:20 基調講演 神奈川県知事  
 14:20～14:50 講演 株式会社ケイエスピー 内田社長  
 14:50～15:20 講演 ダイムラーAG  
 15:20～15:50 ミッション参加企業プレゼンテーション  
 15:50～16:00 質疑応答

## 第2部 ビジネス交流会

- 16:00～16:55 ビジネス交流会(立食)  
 16:55～17:00 閉会挨拶

## (6) 商談会

- ・ 開催日  
平成26年11月20日(木)
- ・ 場所  
シュツットガルト商工会議所
- ・ 主催  
神奈川県
- ・ 共催  
(公財)神奈川県産業振興センター  
日本貿易振興機構(ジェトロ)横浜貿易情報センター  
ドイツ商談会参加企業募集には、「ドイツ国内での豊富な支援実績を誇る事業者のきめ細かいビジネスマッチング支援サービスを無料で提供し、県内中小企業の欧州での事業展開を支援いたします。」と記載されている。

## (7) 平成元年11月24日付け友好提携宣言

- 友好提携宣言には次のことが記されている。
- ・ 「両県州は1983年から始まった交流を出発点とし、相互の訪問や共通の意図を通じて、密接な友好関係が発展してきたことに鑑み、両県州民の繁栄を目的として、ここに正式の友好提携を結ぶことに合意する。」
  - ・ 「両県州は、この提携が対等と相互尊重の精神に基づくものであり、同時に日独両国の友好関係の促進と発展に独自の貢献をするものと理解する。」
  - ・ 「両県州が特に関心を持ち、協力関係を積み上げていこうとする分野は、経済、科学、技術、教育、文化、スポーツ、健康、環境である。」
  - ・ 「これらの目的を実現するために、両県州はいままでの対話を恒常的に継続し、可能な限り多くの分野からの参加により交流の輪を広げていくことに合意する。」

なお、地方公共団体の国際化推進のため地方自治体の共同組織として昭和63年7月に設立された一般財団法人自治体国際化協会(神奈川県では、国際課が「神奈川県支部」となっている。)ホームページには、「提携書は自治体同士の姉妹(友好)関係の締結に際して、双方の提携の意思を確認し、文書化して保存するものです。提携書の表題には「盟約書」「宣言書」「共同宣言」「友好協定」といった短いもの

から「姉妹都市提携宣言書(・・・盟約書、・・・協定書)」「相互友好都市締結書」「〇〇市と△△市との姉妹提携に関する盟約」のような長いものまで様々です。」「提携書は、日本国と相手国の言語による正本を2部ずつ作成し、保有します。時間を経て、首長が変わっても提携書の効力に変わりはありません。」との記載がある。

- (8) バーデン=ビュルテンベルク州との主な交流経過  
 神奈川県ホームページには、訪問団の派遣や受入を中心にこれまでの交流実績が記されている。
- (9) ドイツ商談コーディネーター事業の委託事業者の選定  
 ア 審査員  
 審査員3名(県の職員:1名、県以外の職員:2名)  
 イ 評価基準  
 有り。  
 なお、審査員3名の合計点数が6割(180点)未満の提案は、順位いかんにかかわらず不採用となる。
- ウ 審査結果  
 株式会社アイ・シー・エイチジャパンの提案書は、審査員(3名)の合計点数が6割(180点)を超えており、参考見積金額も予定価格の範囲内であった。
- (10) 平成26年8月28日付けドイツ商談コーディネーター事業業務委託契約書  
 業務の内容は、契約書に添付の「ドイツ商談コーディネーター事業業務委託仕様書」に記載があり、ドイツでの商談会の計画・実施について、対象企業は「ドイツ・バーデン=ビュルテンベルク州との友好提携25周年記念事業に参加する製造業を中心とする企業5社程度」、実施内容には「製造業を中心とする支援対象企業1社に対し、最低4社の商談先を招集することとする。」旨が定められている。
- (11) 平成27年1月30日付け請書  
 株式会社アイ・シー・エイチジャパンから、支援対象企業1社に対し各4社の商談先を招集する旨の要件を満たすことができなかったため、神奈川県から依頼のあった次の二つの業務を追加実施する旨の請書が県に提出された。  
 (追加業務の内容)  
 ア 商談会開催日(平成26年11月20日)に行う業務  
 ・ 支援対象企業に対し、ドイツでのビジネス展開における留意点等について、現地弁護士・税務士・労務士等の専門家に、個別に相談の機会を設けること  
 ・ 支援対象企業に対し、ドイツにおけるビジネス展開について、在独コンサルティング及び貿易会社である株式会社アイ・シー・エイチジャパンに、個別に相談の機会を設けること  
 イ 商談会終了後のフォローアップにおいて契約期間中(平成27年1月30日まで)に行う業務  
 ・ 新規商談先のリストアップ、リストアップ企業の関心度調査、リストアップ企業との商談アポイントの取付けを含めフォローアップを行うこと  
 ・ 開催日程等の都合により、商談会当日参加が困難であったマッチング候補先の企業についても、商談アポ

イントメントの取付けを含めてフォローアップを行うこと

- ・ 関心度調査の段階において、リストアップした各マッチング候補先について、関心の有無や反応等まとめた一覧リストを支援対象企業に提供すること

(12) 支援対象企業1社に対し、4社の商談先を招集することができなかった理由及び平成27年1月30日付け請書の受領  
平成27年1月30日付け国際ビジネス課決裁文書「ドイツ商談コーディネーター事業業務委託にかかる追加対応依頼について」には、これらのことについて、次のとおり記載されている。

ドイツでの商談会の計画・実施については、支援対象企業1社に対し、最低4社の商談先を招集すると規定していたが、以下の理由等から、要件を満たすことができなかった。

(支援対象企業決定の遅れ)

- ・ 支援対象企業決定のため審査会を開催したが、申請企業との日程調整の結果、審査会の日程を2回に分けることとなり、第2回目の審査会の実施が9月下旬となったことから決定時期が遅れ、仕様書においては、支援対象企業決定見込み時期を「平成26年9月上旬」としていたが、実際の決定日は「平成26年10月3日」であった。
- ・ 支援企業の決定が遅れたことから、マッチング候補企業のリストアップ、アポイントメントの取付け開始が遅れた。

(支援対象企業業種の相違)

- ・ 商談開催場所であるドイツ・バーデン＝ビュルテンベルク州は、ダイムラー、ボルシェといった世界を代表する自動車メーカーの拠点であり、自動車関連産業の集積地であることから、支援対象企業は自動車部品製造を中心とする企業を想定し、仕様書においては製造業を中心とする県内企業の支援として委託先を募集した。
- ・ 県が支援対象企業を公募した際に「製造業を中心とする」として指定しなかったことから6社の応募があったが、県による選定の結果、主に研究機関を商談先とする企業、現地企業の福利厚生部門を商談のターゲットとする企業等が選定され、有望なマッチング候補先自体が少数であった。

請書の受領については、11月20日以降即時対応すべきであったが、失念していたことから、平成27年1月30日付けにて依頼する。

(13) 支援対象企業の募集

平成26年8月19日付け国際ビジネス課決裁文書「ドイツ商談コーディネーター事業 参加企業の募集について」には、スケジュールについて次のとおり記載されている。

(スケジュール)

応募要件を満たす企業4社以上から申請があった場合は、提出資料の内容、プレゼンテーション等に基づき、神奈川

県が審査を行うものとします。

応募締め切り後のスケジュールは以下のとおりです。(予定)

9月中旬～下旬 審査会  
10月上旬 採択決定通知

(14) 仕様書に関し疑義が生じた場合の取扱い

仕様書において、事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので仕様書に定めのない事項が生じた場合及び仕様書に関し疑義が生じた場合は、担当課(国際ビジネス課)と協議し、その指示に従うことと定められている。

(15) 平成26年8月28日付けドイツ商談コーディネーター事業業務委託契約条項(抜粋)

(第17条)

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部、又は一部を解除できるものとし、このために受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了する見込みがないとき、又はその他契約条項に違反し、この契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 第2条の規定に基づく検査に不合格となり、発注者の再度の検査においても、不合格となったとき。

(16) 平成27年1月30日付けで県に提出のあった「ドイツ商談コーディネーター事業業務委託報告書」

当該業務委託報告書には、支援対象企業毎に、「顧客ターゲットの反応」、「アポイント取得企業」、「製品や技術に関心を示したその他の企業」、「フォローアップ」の内容が記載されている。また、追加企業リスト等がフォローアップ関連資料として添付されている。

なお、商談候補先企業の選定については、シュツットガルト商工会議所が管理するバーデン＝ビュルテンベルク州の企業データバンクから、支援対象企業がターゲットとする業界の企業リストを入手したこと、そのリストを元に、インターネットリサーチを行い、専門見本市の出展企業リスト等も参考にしながら行った旨が記載されている。

2 判断の理由

本件監査請求の監査対象事項である、平成26年8月28日付けで神奈川県知事と株式会社アイ・シー・エイチジャパンとの間で締結されたドイツ商談コーディネーター事業業務委託契約が、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な契約の締結」に当たるか否かについて、上記の認定した事実を踏まえ、以下のとおり判断を行った。

(1) ドイツ企業のリストアップに係る民間委託の不当性の有無

ア ドイツ商談コーディネーター事業の実施

欧州における現地での支援業務は欧州事務所(ロンドン駐在)が行っていたが、駐在事務所の見直しにより、当該事務所は平成26年3月末をもって廃止されたため、産業労働局国際ビジネス課は、欧州事務所が行っていた現地での支援業務を含め、県内中小企業の海外展開支援業務を行っている。



平成26年度事業の実施に当たり、国際ビジネス課では、当初予算編成時（平成25年12月から26年1月頃）から、民間企業への事業委託により欧州での商談会の開催を計画していたが、知事がドイツ・バーデン＝ビュルテンベルク州との友好提携25周年記念事業出席のため、平成26年11月に同州を訪問するにあわせ、神奈川経済セミナーを開催するとともに、県内中小企業のドイツ市場における事業拡大（販路拡大・進出）を支援する目的で支援対象企業とドイツ企業との商談会を開催するためのドイツ商談コーディネーター事業を実施することとした。

#### イ ドイツ商談コーディネーター事業の業務内容

ドイツ商談コーディネーター事業の業務は、県内の支援対象企業の情報収集、英語又はドイツ語によるPR媒体の作成、ドイツ企業との商談会の企画・運営（マッチング候補企業の事前リストアップ、リストアップ企業の関心度調査、リストアップ企業との商談会場での商談アポイントメントの取付け、商談会場でのアシスタント、商談時の通訳、商談後のフォローアップ等）、結果の取りまとめ・分析で、その内容は多岐にわたっており、情報収集力、交渉力、分析力など多様の専門性を有するものである。

#### ウ ドイツ企業のリストアップに係る民間委託の不当性の有無

請求人は、商談会が行われたバーデン＝ビュルテンベルク州は、神奈川県との連携先であるため、バーデン＝ビュルテンベルク州の企業を探すのは当然連携先のバーデン＝ビュルテンベルク州で、バーデン＝ビュルテンベルク州との連携には「経済」が盛り込まれており、外部に依頼するなど考えられないと主張する。

請求人が根拠とする平成元年11月24日付けで神奈川県知事とバーデン＝ビュルテンベルク州首相との間で調印された友好提携宣言には、確かに「経済」という文言が明記されている。

しかしながら、当該宣言では、合意の内容に関し、「相互の訪問や共通の意図を通じて、密接な友好関係が発展してきたことに鑑み、両県市民の繁栄を目的として、ここに正式の友好提携を結ぶことに合意する」、「両県州はいままでの対話を恒常的に継続し、可能な限り多くの分野からの参加により交流の輪を広げていくことに合意する」とあり、その内容からすると、互いの友好、交流を図ることについて合意したもので、両者の事業に係る業務提携について合意したものとまでは認められない。友好提携宣言は、友好関係の締結に際して、双方の提携の意思を確認し、文書化して保存するものであり、債権債務関係が双方に生ずる契約とは異なるものである。

したがって、バーデン＝ビュルテンベルク州において、国際ビジネス課が開催した支援対象企業とドイツ企業の商談会は、県内中小企業のドイツ市場における事業拡大（販路拡大・進出）を支援するために実施されたもので、当該商談会に係るドイツ企業のリストアップについて、

友好提携宣言を根拠にバーデン＝ビュルテンベルク州以外の外部への委託を不当とする請求人の主張を認めることはできない。

また、民間企業に委託した業務内容は多岐にわたっており、情報収集力、交渉力、分析力など多様の専門性を有するものであることから、国際ビジネス課が費用面、効率面及び効果面の観点から外部への委託を決定したことに不当な点は認められない。

#### (2) 株式会社アイ・シー・エイチジャパンへの委託の不当性の有無

ドイツ商談コーディネーター事業業務委託に係る事業者の選定は、公募プロポーザル方式により行われ、審査に当たっては、県以外の機関の職員を含む3名の審査員が評価基準に基づいて提案書を採点している。株式会社アイ・シー・エイチジャパンは、提案書に対する3名の審査員の合計点数が一定の基準を満たしていることなどから選定されたものであり、委託事業者と決定したことに不当な点は認められない。

なお、平成27年1月30日付けで、株式会社アイ・シー・エイチジャパンから、支援対象企業1社に対し各4社の商談先を招集する旨の要件を満たすことができなかつたため、神奈川県から依頼のあった業務を追加実施する旨の請書が提出されている。

当該要件を満たすことができなかつた理由については、県が行う支援対象企業の決定が遅れたためマッチング候補企業のリストアップ、アポイントメントの取付け開始が遅れたこと、県が支援対象企業を公募する際に製造業を中心とする旨を明記しなかつたことにより、6社の応募があったもののマッチング候補の対象数が少ない業種の企業が選定される結果となったためであり、受注者の責に帰すべき事由ではないため、業務委託契約条項第17条の規定には該当せず、契約解除の対象とはならない。

請書の提出日が契約期間の満了日である平成27年1月30日まで遅延したことは契約管理の在り方としては望ましいものではないが、仕様書に関し疑義が生じた場合は担当課である国際ビジネス課と協議し、その指示に従うとの仕様書の定めに基づいて請書を提出させたものであり、不当な点は認められない。

#### 3 結論

以上により、平成26年8月28日付けで神奈川県知事と株式会社アイ・シー・エイチジャパンとの間で締結されたドイツ商談コーディネーター事業業務委託契約は、違法又は不当な契約の締結とはいえず、当該契約に基づく公金の支出に違法又は不当性も認められないため、費用の補てんを求めることには理由がない。

#### 4 意見

本事業の実施の経緯を踏まえて、今後のこの種の事業について留意を要するものが次のとおり認められる。

県が株式会社アイ・シー・エイチジャパンと業務委託契約を締結したのは平成26年8月28日であるが、業務委託仕様書

に定められている支援対象企業の決定見込みの同年9月上旬から商談会の開催日までの期間はおよそ2か月半である。

商談マッチング支援について多くの実績を有する株式会社アイ・シー・エイチジャパンは、提案書の中で、「本来であれば、商談会開催の3か月程度前には、PR媒体を用意しておきたいところ」と述べており、支援対象企業の製品内容及び商談会の周知、参加の働きかけに相応の時間が必要となることは理解できるものである。

しかしながら、上記のとおり、商談会の開催までの期間はおよそ2か月半で、PR媒体の作成やその調整を考慮すると、十分な時間が確保されていたとは言い難く、さらには支援対象企業の決定が1か月遅れており、このような状況の下で、商談会が開催されたことは誠に遺憾である。

今後、同種の事業を実施するに当たっては、全体のスケジュールリングをよく検討し、的確な進行管理を行うことが望まれる。

また、支援対象企業の公募に当たり、「製造業を中心とする」との指定を県がしなかったことは、製造業に限定することなく、ドイツ市場への事業拡大（販路拡大・進出）を図る企業を対象に募集したものと言えるが、委託業務を円滑に行うためには、マッチング候補先のリストアップを行う株式会社アイ・シー・エイチジャパンとの間でこの種の情報を文書上も共有することが望ましく、受託先との連絡調整に当たっては留意が必要である。